

事務連絡
令和2年10月3日

地区薬剤師会 医療保険担当者殿

公益社団法人 東京都薬剤師会

調剤報酬明細書記載上の注意事項について（再確認のお願い）

平素より本会会務の推進に関しご理解ご協力賜り心よりお礼申し上げます。

さて、令和2年調剤報酬改定時の『「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について』において、調剤報酬明細書の「摘要欄」への記載事項等が別紙のとおり変更になっております。

令和2年10月調剤分以降、電子レセプトによる請求を行う場合、記載要領通知の別表Ⅰの「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目については、「該当するコードを選択すること。」とされております（保険調剤のてびき 上巻 P.264～265 若しくは国保必携 P.135～136 参照）。

つきましては、10月1日以降に使用しているレセプトシステムで入力する「レセプト電算処理用システム用コード（保険調剤のてびき下巻 P.134 若しくは国保必携 P.146 参照）」が「レセプト表示文言」を摘要欄に表示しているか等を、利用するシステム会社と確認し、的確な入力の上で請求されるよう、貴地区会員薬局にご周知下さいますようお願い申し上げます。

令和2年4月改定後の記載要領及び電子レセプトに係る記録条件仕様の変更点について

■調剤報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等が以下のとおりとなっておりますのでご注意願います【一部抜粋】

(26) 「加算料」、「調剤基本料」、「時間外等加算」及び「薬学管理料」欄について

ア 通則

各欄又は「摘要」欄への調剤行為等の名称（以下この項において単に「名称」という。）、回数及び点数の記載方法は、次のイからオまでのとおりであること。また、名称、回数及び点数以外の「摘要」欄に記載する事項等は、別表Ⅰ「調剤報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧」のとおりであること。

なお、電子レセプトによる請求の場合、別表Ⅰの「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目については、令和2年10月調剤分以降、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格」に基づき、該当するコードを選択すること。

書面による請求を行う場合においては、名称について、別表Ⅱ「調剤行為名称等の略号一覧」に示す略号を使用して差し支えないこと。

調剤報酬明細書の「摘要」欄の記載事項等について（別表Ⅰ）

■調剤報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧 【別表Ⅰ 一部抜粋】

区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
14の2	外来服薬支援料	外来服薬支援料の「注1」又は「注2」のどちらに該当するかを記載し、服薬管理を実施した年月日、保険医療機関の名称を記載すること。 なお、保険医療機関の名称については、注1の場合においては、服薬支援の必要性を確認した保険医療機関の名称を、注2の場合においては情報提供をした保険医療機関名をそれぞれ記入すること。	820100793	外来服薬支援料：注1
			820100794	外来服薬支援料：注2
			850100370	服薬管理を実施した年月日（外来服薬支援料）：（元号）yy“年”mm“月”dd“日”
			830100442	保険医療機関名（外来服薬支援料）：*****
10 13の2 13の3	薬剤服用歴管理指導料 かかりつけ薬剤師指導料 かかりつけ薬剤師包括管理料	（在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者について、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われ、薬剤服用歴管理指導料、かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料を算定する場合） 算定年月日を記載すること。	850100374	算定年月日（薬剤服用歴管理指導料）：（元号）yy“年”mm“月”dd“日”
			850100375	算定年月日（かかりつけ薬剤師指導料）：（元号）yy“年”mm“月”dd“日”
			850100376	算定年月日（かかりつけ薬剤師包括管理料）：（元号）y“年”mm“月”dd“日”

(案)

事 務 連 絡
令和2年 月 日

保 険 薬 局 各 位

東京都国民健康保険団体連合会

令和2年4月調剤報酬改定後の記載要領及び電子レセプトに係る
記録条件仕様の変更点について

平素、本会の事業運営につきまして、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年3月27日付保医発0327第1号「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」において、令和2年4月調剤報酬改定後の記載要領及び電子レセプトに係る記録条件仕様の変更(以下「4月改定後の記載要領の変更等」という。)により、調剤報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等が変更となっております。

つきましては、下記の取扱いをご参照の上、調剤報酬明細書への記載にご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 4月改定後の記載要領の変更等について

変更点につきましては、別紙をご参照願います。

また、令和2年10月調剤分以降の電子レセプトによる請求の場合、該当するコードを選択する調剤行為等もあります。ご留意の上、ご請求いただきますようお願いいたします。

※別紙の内容については一部抜粋しております。詳細は以下の厚生労働省ホームページをご参照願います。

厚生労働省 HP

→ 健康・医療

→ 医療保険

→ 令和2年度診療報酬改定

→ 第3 関係法令等 「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の
一部改正について

【お問合せ先】

・記載要領について

審査第1部審査理課医科係

Tel: 03-6238-0259

・記録条件仕様について

システム管理部システム管理課レセプト電算係

Tel: 03-6238-0456